

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

知事の附属機関として、広島県子ども・子育て審議会及び広島県営林管理経営評価委員会を設置することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 災害救助法施行細則及び災害救助基金管理及び支出規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（健康福祉総務課）

一 改正の要旨

災害救助法等の一部改正に伴い、災害救助法施行細則及び災害救助基金管理及び支出規則の関係規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 施行期日

平成二十五年十月十日